

鳥取県告示第 1013 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社ハピネ ライフケア鳥取 代表取締役 太田 喜弘	東京都港区六本 木六丁目10-1	ハピネヘルパー ステーション倉 吉	倉吉市上井359-9	訪問介護	平成19年11月 1日